

会 議 顛 末 書

会議名	令和３年度第２回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会
日 時	令和３年 11 月 16 日（火） 10：00～
場 所	恵庭市民会館 2 階 大会議室
出席者	【委員】 津田部会長、泉副部会長、佐山委員、高橋光彦委員、寺田委員、丸山委員、長谷川委員、笹嶋委員 ８名 （欠席委員） 下原委員、薬袋委員、高橋正俊委員 ３名 【恵庭市】 狩野保健福祉部長、足立保健福祉部次長、高橋保健センター長、伊東子ども未来部長、高橋子ども未来部次長、佐々木子ども発達支援センター長、狩野子ども家庭課長、前野子ども家庭課主査、小林財務室長、塚野管財・契約課長、須貝管財・契約課主査、中山管財・契約課主任主事 小路障がい福祉課長、佐藤障がい福祉課主査、小山障がい福祉課主査、鈴木（記録） 16 名 【傍聴者】 なし
内 容	1. 開会 2. 部会長挨拶 3. 議事 【今回の部会の開催趣旨について】 令和２年３月に、駒場町にある旧青少年研修センター等土地利活用について、民間事業者等からの提案を受けるサウンディング型市場調査が実施されており、２事業者より提案があったところ。そのうち１社については、障がい児者の社会福祉施設の整備・設置という内容で提案されている。これについて、えにわ障がい福祉プランの基本方針にある障がい福祉サービス提供の推進と、社会参加と共生の推進等に合致しているため、本専門部会でこの内容について共有し、議論いただきたい。一定の方針がまとめれば、この部会から市長に意見として報告する見込みであるため、よろしくお願いしたい。 【審議事項】 (1) 旧恵庭市青少年研修センター跡地等利活用にかかるサウンディング型市場調査実施結果とえにわ障がい福祉プランの推進について ①旧恵庭市青少年研修センター跡地等利活用にかかるサウンディング型市場調査実施結果の説明（資料 1） （管財・契約課より説明） ②えにわ障がい福祉プランの視点に関して（資料 2） ③障がい者のある人及び障がい福祉事業所等の視点に関して（資料 3） ④北海道の障がい者（児）福祉施設整備方針の視点に関して（資料 4） （障がい福祉課より説明）

以下、質疑応答

《委員》

今回提案のあった社会福祉施設は、地域の住民にとって必要不可欠な施設となるか。

《市》

今回提案のあった内容は障害福祉サービスの充実をはかる施策として必要不可欠であり、また特に重度心身障がい者が入浴できる生活介護については障がい福祉サービスの充実に加えて、在宅介護の充実と介護負担の軽減につながることから重要であると考えている。

また、現在駒場町に、放課後等デイサービスを利用している児童は 5 名、就学後に放課後等デイサービスを利用する可能性がある児童は 4 名いる。放課後等デイサービスは、多くの事業所で送迎の対応をしているため、駒場町に放課後等デイサービスができることで、駒場町に住む児童だけでなく、市内からも障がいのある児童が通所できる施設となる。さらに、重症心身障害児や医療的ケア児で現在放課後等デイサービスを利用している児童は市内に 6 名おり、そのうち 5 名が通所している重度心身障害児支援対象の放課後等デイサービスが令和 3 年をもって撤退するため、駒場町に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する事業所が新設されれば、特別な支援が必要な児童も身近な地域で支援を受けることができることになるため、児童の視点からも必要不可欠な施設となると考えている。

《委員》

就労施設で行う事業については、今も行われているものである。この事業者が駒場町に施設をつくることで、事業が拡大されるということか。それとも単に移転してくるだけか。

また、資料 4 に、「障がい者（児）福祉施設の整備については、（中略）地域間格差の配慮しながら計画的に行う。」とあるが、駒場町は市内全体で見たときに施設の空白地域にあたるのか。（資料 27 p）

同じく資料 4 に「基本的に新たな障がい者の入所施設の整備は行わないこととする。」とあるが、今回の社会福祉施設の提案はこれと矛盾することにはならないのか。（資料 27 p）

《市》

まず、就労支援施設について、交通の利便性がよい場所に設置されることにより、多くの方が利用しやすい環境になる。どの事業者かは別としても、駒場地区という利便の良いところに施設が設置されることが、サービスや計画の推進につながると考えている。

また、現在駒場町には障がい者グループホームはあるが、その他就労支援施設、生活介護施設はない。放課後等デイサービスも含め、このような施設が市街地にできることで利便性は高まり、使いやすさの面では非常に有効な場所であるとする。

入所施設の整備について、入所者の地域移行についてはえにわ障がい福祉プランにも謳っているところであるが、現在設置を検討しているグループホームは、「障害者支援施設」ではなく、日常生活を送るための居住の場所という考え方（日中活動支援型グループホーム）であるため、資料 4 に書かれている入所施設とは別のものである。

《市》

就労支援の事業について、A 事業者からは、現在の施設では手狭であるため、駒場町で施設を新設できた際は事業を拡大したいという意向を聞いている。

《委員》

事業を拡大するということは、新たな雇用がうまれるのか。

《市》

今の利用者の状況からすると、本来であればもっと事業規模を拡大できるので、まずは今いる利用者の活躍の場を増やすため事業拡大をしたいと聞いている。また、地元の方との接点を持つために交流事業を行ったり、働く方を募集したりということは、今後検討していきたいという話を承っている。

《委員》

ということは、まずは移転し、事業規模を拡大するにつれて雇用の機会を増やしていくということか。

《市》

この土地に建設できる施設の規模についてなど、北海道と建築確認を行っていくなかで、どの程度のものができるのか今後も協議していくことになっている。現在の基本計画では、今の事業規模よりも拡大できることにはなっているが、それがどの程度になるのかはこれからの話となる。

《委員》

承知した。過去に、市に物を寄付した際、何に使ったか、誰に使ったかなどの知らせがなかったことがある。市はここに心を痛めてほしい。これでは、どんな施設をつくったとしても、心の通わない施設になってしまう。感謝の気持ちを忘れずに、人に必要とされるものをつくってほしい。

《部会長》

それでは、「審議事項（１）旧恵庭市青少年研修センター跡地等利活用にかかるサウンディング型市場調査実施結果とえにわ障がい福祉プランの推進について」、市の計画を推進していくために今回の提案のとおり進めていくこととしてよろしいか。挙手で確認する。

→出席委員全員が挙手

《部会長》

賛成全員により本提案を推進する方向であることを承認。市長に提出する意見書は、私と事務局に一任していただいてよろしいか。挙手で確認する。

→出席委員全員が挙手

《市》

今年度の部会はあと１回、２月頃に開催予定。事務局よりご案内させていただく。

《部会長》

これにて本日の議事をすべて終了とする。

4. 閉会

以 上

